

「宮城県社会的養育推進計画（中間案）」に対する 御意見（パブリックコメント）の募集について

令和7年1月20日

宮城県では、令和2年3月に「宮城県社会的養育推進計画」（計画期間：令和2年度から令和11年度まで）を策定し、各種施策・取組を推進してきました。

令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、こどもに対する家庭及び養育環境の支援強化や、こどもの権利擁護が図られた児童福祉施策の推進等の改正が行われたことを受け、『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（令和6年3月12日付けこども家庭庁支援局長通知）により、都道府県は令和6年度末までに、現行計画を全面的に見直し、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする新たな計画を策定することとされました。

ついては、本県においても新たな計画の中間案を作成しましたので、県民の皆様からの御意見・御提案等を募集します。

1 御意見を募集する案の名称

宮城県社会的養育推進計画（中間案）

2 公表する関係資料

宮城県社会的養育推進計画（中間案）の概要

宮城県社会的養育推進計画（中間案）

3 関係資料の公表場所

県政情報センター（県庁行政庁舎地下1階）

県政情報コーナー（地域事務所を含む各地方振興事務所内・仙台を除く）

保健福祉部子ども・家庭支援課及び同課ホームページ



4 御意見の提出方法及び提出先

次のうちいずれかの方法により提出してください。

- (1) オンライン（みやぎ電子申請サービス）

<https://logoform.jp/form/GQGB/880770>



- (2) 電子メール

メールアドレス：kodomosy@pref.miyagi.lg.jp

※件名に「宮城県社会的養育推進計画（中間案）に対する意見」と記載してください。

- (3) 郵送

〒980-8570 宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課社会的養育支援班

※県庁専用の郵便番号につき、住所記載不要です。

※封筒に「宮城県社会的養育推進計画（中間案）に対する意見」と記載してください。

(4) ファクシミリ

ファクシミリ番号：022-211-2591

※1枚目等に「宮城県社会的養育推進計画（中間案）に対する意見」と記載してください。

5 御意見の募集期間

令和7年1月20日（月）から令和7年2月19日（水）まで

なお、郵便については、当日消印有効です。

6 御意見提出時の留意事項

- (1) 御意見を提出する様式は自由ですが、日本語に限ります。
- (2) 御意見提出に当たっては、住所・氏名（法人又は団体の場合はその名称及び代表者の氏名）・電話番号を必ずお書きください。
- (3) お電話による意見提出は受け付けませんので御了承ください。

7 御意見の取扱い

- (1) お寄せいただいた御意見については、その概要を取りまとめ、それに対する宮城県の考え方を公表する予定です。
- (2) お寄せいただいた御意見のうち、賛否のみの表明に係るもの及び計画中間案に関連のないものについては、宮城県の考え方を公表しないことがあります。
- (3) お寄せいただいた個々の御意見に対し直接の回答はいたしませんので御了承ください。

8 今後の予定

お寄せいただいた御意見等とそれに対する宮城県の考え方につきましては、令和7年3月頃に計画の正案と併せて上記「3 関係資料の公表場所」と同じ場所で公表する予定です。

9 お問い合わせ先

宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課社会的養育支援班

電話番号：022-211-2532（直通）

メールアドレス：kodomosy@pref.miyagi.lg.jp

※お電話でのお問い合わせは、月～金曜日午前8時30分から午後5時15分までの間にお願いします。

10 その他

意見等に記載された氏名（団体・企業名）等については公表する場合があります。